

近代政治史料収集の歩み 一一

重野安禪と編年史編修の中止

桑原伸介

の自修を目的に置かれたもので、長と助と各一名あり、共に三人扶持が支給せられ、故参にして学問名望ある者が選ばれた。

重野安禪は薩摩藩郷土重野直愨の子として、文政十年鹿兒島に生れた。父直愨は元商であったが、阿波藍を製し国産とした功により、郷土に列したというから、その出自は微賤ということにならう。

十三歳の時藩学造士館に入り、十六歳で造士館句読師助寄（こ）（くとうじのすけより）という最下級の助手になった。嘉永元年（廿二歳）江戸に上り、昌平校に入学した。

当時の儒官は古賀茶溪、佐藤一斎、ついで安積良斎であった。在学七年にして舎長となるが、舎長とは昌平校書生寮

藩主島津斎彬の命により、昌平校を退いて造士館訓導師となつたのが安政元年二十八歳の時であつて、校合方詰を命ぜられて芝の藩邸に勤務した。幕府の世臣羽倉簡堂は古賀精里の門に出で学者としても著名であるが、致仕して後には当代の名家と社を結び風流韻事を事とした。簡堂は才を愛すること渴するがごとしといわれた程学才ある者を可愛がったが、特に重野の才を認め、大児は佐久間修理（象山）、小児は重野厚之丞（安禪の名）と評したというから、

その評価の程が知られる。重野はこの簡堂を介して、安井息軒、塩谷宕陰等の知を得たが、この両者も敢えて後進視せず友待したという。

重野が学んだ造士館は朱子学であり、昌平校はいうまでもなく本邦朱子学の本山である。従って重野の学問が朱子学に培われたことは間違いない。しかし、異学を禁じた寛政から六十年、幕府の威権の衰えと共に幕学の制規も亦ゆるんだ。重野が入学した当時の昌平校儒官佐藤一斎のごとき表面は朱子学とされたが、内実は陽明学を捧持した学者であり、安積良斎はその一斎に従学している。又林家の門客であった松崎慊堂は古注を折衷した学者であって、その門から出た安井息軒、塩谷宕陰に限らず、幕府の末造にあつては学界の錚々たるは挙げて折衷、古学を指向するようになった。この趨勢にもう一つ加速を加えたものに清の考証学の影響があつた。阮元^(注三)の選集になる考証学の集大成「皇清経解」四百八十冊が天保初年に舶来され、これが朱子学の大打撃となつて、弘化嘉永の学风になつたという。既にこのような学风一変の気運の中で勉強した重野が、朱子学を離れて古学に心を寄せたのは自然であつて、「其の朱学（朱子学）を厭ふて古学に入りしは遊学時代に在り」^(注三)とされ、維新後東京に移住して後も、いよいよ古学に傾倒し、考拠を宗とするようになった。重野の考証史学はこのようにして形成されたのであろう。

元治元年、三十八歳の時、藩の編纂主任を命ぜられ、編年史編纂に着手した。これは島津久光の命によるもので、久光は好学自らも頗ぶる国史に通じて、晩年には「通俗国史」^(注四)の編著すらある程である。

重野を主任とする編纂スタッフが慶応元年に完成したので薩摩藩の「皇朝世鑑」であつて、これは「大日本史」の本紀列伝を編年体に改編したものであり、生涯を修史と史学の樹立に尽した重野の修史に手を染める始まりであつた。

明治四年、重野は東上して官途に就き、文部省八等出仕となつた。時に年四十五である。翌年太政官に転じ、転々諸職を移つた後、八年修史局副局長となり、同年九月には長松幹と交代して局長になつた。

二

修史局、後の修史館の編修作業が三派鼎立したことは前回に述べた。一部の国学系編修者が宮内省に去つた後は三派共漢学系であり、漢学者だけの天下になつた観があつた。修史は六国史の後を継ぐとされ、文体は漢文が想定されたのであるから、一見これは自然なように見受けられるけれども、維新回天運動の源流を自負した筈の国学者が、国史編修の国家的事業に拱手傍観したとは解し難いところであつてこれには一つの理由があつた。それは、明治新政

発足に当り、復興された大宝令の官制に倣った神祇官が太政官の上位とされ、国学者はその神祇官に入るのを名誉として教化運動に携わった事実が指摘されている(註五)。右のような事情から修史事業は漢学者のみの陣容となったが、このことは後に思わぬ因果を結ぶことになったようである。

さて、鼎立した三派は夫々その成立の事情を異にした。復古記編修に専念した第三局甲科の結末は既に見た通りである。第二局甲科の編修官は川田剛、依田百川であり、同乙科は重野安繹、藤野正啓であった。

川田剛は備中の人、江戸に出て古賀茶溪、大橋訥庵に經史を学び、文を藤森弘庵に問うた。藤森塾の依田百川と生涯交遊が厚かったのは同門の誼みもあつたわけである。川田の学問は「洛閩(朱子学)を宗とし、明清諸家に涉り折衷公平博く經史百家に通じ、旁ら国典に及ぶ。文章は最も長ずる所」(註六)とされている。

重野と藤野正啓は共に昌平校に学んだ友人であつて、甲乙兩科の編修官をこのように並べて見ただけでも、兩派の間に対立があつたらうことは容易に想像出来る。事実兩者の意見は修史に対する発想からして相容れなかつたようである。

川田の修史の着手は、明治七年の文部省から太政官歴史課宛の商議(前回第三節参照)にあるように、その前年の

六年四月に文部省から月三百兩の手当を受けて、国史編修を一手に受け合つたに始まる。この時の商議によつて川田は仕事を抱えて歴史課に移り、これが第二局甲科と成つた。右の経緯から想像すれば川田は編修事業を多分に個人の職能的な作業に解したと見られる。文章を最も得意とし、当代一の文章家を以て自他共に許した川田が、修史をそのように解したとしても無理からぬところであらう。文章においても川田に少しも退けをとらかつた重野は、しかし、修史に対しては全く所見を異にした。学者として考拠に基礎を置き、修史は考証に重きを置いた重野が、川田の職能的個人業を退けるのは当然のことであつて、「流伝の史乗は概ね文士鼓筆の虚誕に属し、文献徴するに足らず、世官封建廢して秘籍始めて出で、旧史の妄謬を正すを得たり」と主張して、「小瀬甫庵の太閤記、小幡景憲の甲陽軍鑑等、世俗に入易く、作者世祿を博し、或は著作の利を享く、是に於て民間に軍談演史日月益々繁く」と手厳しく在来の史伝を評しているが、これは暗に歴史趣味的に行こうとする川田派への批判に通じた。要するに重野は「大日本史」のごとく記録的に謹嚴に編纂せんとし、川田は「日本外史」のごとく文学的に文章を美にすることを意としたとは、重野の協力者であつた久米邦武の回想に語られるところである(註七)。

英国公使館一等書記見習として渡英する末松謙澄に「本務ノ余暇ヲ以テ英仏歴史編纂方法研究申付候事」の太政官達が付与されたのは明治十一年二月九日のことであつた。

これが重野の発意に出たものであることは当時の内務卿大久保利通から重野へ宛てられた書簡(注八)で明らかで、大久保の指示にもとずいて提出された修史館上申は次の通りであつた。

修史ノ儀六年々稿本上申仕候通り専ラ史料採輯中ニ有之、歴史編纂ノ体裁義例ニ至ツテハ未タ確定イタサス候処、我六国史初歴世ノ史乗ハ概シテ起居注実録等ノ体裁ニシテ、日本史ニイタリ初メテ史記漢書以下紀伝ノ体裁ニ倣ヒ、歴史ノ体ヲナス如シト雖モ、歴代治乱政体制度戰爭ノ大綱ヲ紀編スルモノニシテ、全国經濟ノ盛衰スル所以、風俗宗教ノ汚隆スル所以、動植物産農工商買事業ノ興敗スル所以、一般人民利害得失ノ關係スル所以ニ至ツテハ、支那歴史トイヘドモ未タ綜理詳悉ニ至ラス、今日諸般更張ノ際、欧州歴史ノ体裁義例ヲ研究參酌セシムバ編纂ノ正体ヲ得ガタクト存候、然ルニ欧学書生歴史専門修業ノ者之ナク、其体裁義例ヲ觀ルヘキ翻譯書モ之ナク、一欠事ト存候間、此度英國へ差遣サレ候末松謙澄へ、左ノ通被仰付度此段上申仕候也

重野が当時編修事業に対して抱いた見解はこの上申書を見れば明瞭であつて、彼は在来の史体をことごとく否定し去つた上、西洋の歴史学を研究参考しなければ、編纂の正体は得られないとしてゐる。(注九)

渡英した末松は英国の史学者ゼルフイ George Gustavus Zerffi に委嘱した。ゼルフイは The Science of History, 1879. を著述して、その求めに応じた。この費用記事が左の通り太政類典中に記録されている。

○十二年六月二日

大蔵省へ達

修史館所用ノ史論英國ニ於テ同国人(ドクトルゼフイス)へ著述依嘱ニ付著述料并印刷費トモ凡積英貨二百十磅太政官額外常費増費トシテ渡方可取計此旨相達候事

修史館は送付されて来た原書の翻訳を早速中村正直(注一〇)に委嘱した。しかし、その翻訳は短時日には完成を見ず、実際に完訳されたのは明治二十年のことであつて、翻訳者も中村ではなく、嵯峨正作であつた。且つ又、その翻訳稿本「史学」は公刊されることはなかつた。

右の事情では折角のゼルフイ史書も、実際の修史館編修作業にどれ程の影響を及ぼしたとも考えられず、西洋史学が真に我が国に紹介され根づくのは、明治十九年、文科大學に史学科が新設され、西洋史学の教師としてルードウィッヒ・リースの招聘を待たねばならなかつた。

西洋史学の援用は間に合わなかったが、編修作業の歩をゆるめることは許されなかった。三条総裁から正史編修の諮問が重野、川田にあったのは、その後の推移から見て明治十四年のことであつたらうと思われる。この諮問の背景を考へる時、当時全国津々浦々を席捲した民権運動と無縁ではあるまい。

この諮問に対して重野は編修を可とし、川田は編修を不可として史料のままに他日を待つべしとした。川田の非編修の理由は、勅撰史である以上瑕瑾なきものであらねばならぬとして、そのための準備不十分を挙げたようだが、川田が最初文部省から国史編修を受け合つた経緯と照らし合せて、この理由はいささか撞着するように見える。

いづれにしても、非編修を主張した川田は宮内省に去り、川田派が潰え去つて、明治十四年十二月、修史館の職制は改正され、重野は編修長となつてその指導権が確立した。

四

明治十五年、「大日本編年史」の編修が開始された。この編修スタッフ（編修官）は、久米邦武、藤野正啓、伊地知貞馨、星野恒の四名で、この四名が分担起稿し、編修長重野が結撰に当るといふ体制であつた。

新編年史は水戸の「大日本史」を準勅撰と見なし、それ

を継ぐこととなつた。「大日本史」を継ぐとなれば、南北朝合一（明德三年 一三九二年）以後で良いことになるが、叙述の都合上、南北朝時代の初め、後醍醐天皇の即位（文保二年 一三一八年）に起筆することになり、文体は漢文とした。

右のいきさつから「大日本史」と新編年史は約七十余年の重複を生ずることになり、これが思わぬ事端を開くこととなつた。

この年十二月に修史館より提出された上申によれば

本館将来ノ功程ヲ予算シ後醍醐天皇即位ヨリ南北合一マテハ新ニ史料ヲ採集シ、其以後慶応三年大政奉還マテハ従来採集ノ史料ヲ補足増訂シ悉ク之ヲ編年史ニ綴リ、十七年十二月ヨリ二十年中マテ三次ニ成稿上進云々

とあつて明治二十年までに成稿出来の予定になつていた。

実際はその通り進捗しなかつた。その理由を十八年に提出された「編年史及史料編成度予算書」では次のように入っている。

實際取掛候へハ最初ノ見込トハ相違ノ廉モ少カラス、第一諸方ヨリ貴要ノ旧記古文書陸續相集リ、因テ再修補正ヲ加ヘ事蹟増多シ、巻帙モ随テ浩澁ニナリ、史料皆成ノ予算二千八百冊ノ処、本年マテニテ既ニ二千六百冊ニ上リ候へハ皆成ニテハ四千余冊ニ相成リ可申、編年史モ

皆成百十冊ノ見込ノ処、本年マテニ年数二百十年分既ニ四十九冊成稿ニ及ヘリ、此割ナラハ皆成百五十余冊ニ及フヘシ云々

更に右の理由を具体的に述べて左のようにいつている。

大日本史編修ノ時マテハ引用書ニ乏シク、大率太平記ニ本ツキ旧記古文書類ハ僅ノ部数ニ過キス、且漢史ノ体裁ニ倣ヒ、記事節略ニ過キタルヲ以テ遺漏少カラス、随テ誤謬モ多ク、補正竄削ニ勞シ、之ニ加フルニ伏見宮秘蔵ノ花園帝、光厳帝御記ヲ始メ、諸藩諸家及社寺ニ蔵シタル旧記古文書夥數集リ、上ハ朝廷ノ秘議ヨリ、東ハ陸奥、西ハ九州マテノ逸事ヲ增多シタルコト、其半ニ過キタレハ、形勢事實殆ント面目ヲ変シ

とある。以上は修史館の稟告を借りて着手された編年史編修の初期の状況を見たわけであるが、事実の経過を要約すると次のような問題の展開を見たのであった。

「大日本史」と新編年史は約七十余年間が重複することになり、その期間に当る後醍醐天皇即位より南北合一までの史料が新たに採集されることになった。史料収集の上仔細に考証した結果は、史料の記録日記文書類と「大日本史」の記事とに齟齬を生じ、特に「大日本史」が典拠とした「太平記」に多くの問題点があることが発見された。結論として「太平記」は語り物のあとがあり、記事に捏造談が混入し事実とは信じ難いということになった。

虚構とされた中には、楠公の楠木の夢、児島高德の桜樹の題詩、楠公の桜井駅の訣別等が虚誕と断定された。重野は明治二十三年五月の史学会席上において「児島高德」の演題でこの問題を取上げ、「太平記」に見える高德関係の記事九条を検討していずれも前後矛盾する点を指摘、高德なる人物は架空の人物なりという結論をくだした。

「太平記」は幕末勤王運動の宝典の一つであったから、世人が驚倒したことはもちろん、維新の功臣である在朝の当路者は大いに悪感情を抱くに至った。世間は重野を称して抹殺博士と呼び、決闘状を送りつける者すらあったといふ。

五

十八年十二月提出の先の予算書は、末尾に「最早四年間實際ニ着手シ、追々目的相定マリ各員事業ニ慣熟シ、一年ト功程果敢行候証跡顯然相見エ候ヘハ、今後四年ノ功程ハ以前四年ノ功程ニ倍スヘク、来ル二十二年中ニハ卒業ノ見込ニ候」といつている。予定遷延の弁明ではあるが、弁明の裏には卒業催促の強い要求があつたろうことを窺わせる。この時の内閣書記官議按では「實際無抛儀ニ付御聞置可相成哉」と伺われて承認されている。

しかし、翌十九年一月、修史館は廃せられて、内閣に臨時修史局が置かれ、従前の修史事業を継続することになった。

た。実に目まぐるしいまでの組織、職制の変更である。新名称の「臨時修史局」とは名は体を表わすというべきか、二年を経た二十一年十一月、又々臨時修史局は廃せられ、その事務は帝国大学に引継がれ、臨時編年史編纂掛となった。

閣議に提出された案にいう

臨時修史局ノ儀ハ明治二年編史總裁ヲ置カル、ニ創マリ、同八年始メテ修史局職制ヲ定メラレ、十年改メテ修史館ヲ置カレ、爾來国史編纂ニ従事シ、去ル十八年十二月内閣更革ニ際シ、従来着手ノ元弘建武以來ノ編年史編纂ノ事業ヲ継続セシムル為メ、更ニ内閣ニ臨時修史局ヲ置カレ、今日マテ右編纂ニ従事シ来リタル儀ニ有之、勿論右等編史ノ事業ハ内閣ニ於テ管理セラルヘキモノニハ無之モ、多年着手ノ編纂事務ヲシテ中途廢絶ニ帰セシムルハ惜ムヘキニ付、特ニ臨時ノ称ヲ冠シ同局ヲ置カレ、右編年史編纂事務完了ノ上ハ、更ニ何分ノ評議可相成ノ趣意ナリ、然ルニ別紙参照書ノ通近時帝國大学ニ於テ国史科設置ヲ必要トスルノ議アル趣ニ付、幸ニ此際臨時修史局ヲ廢セラレ、同局ノ事務ハ都テ帝國大学ニ属セラルレハ一挙兩得ノ策ニ可有之歟云々

右にある別紙参照書とは前月帝國大学総長渡辺洪基から提出された国史科新設の上申書である。ここにおいて修史事業は一挙兩得の策ということで大学に移されることにな

り、重野、久米、星野は文科大学教授となった。体のよい厄介払いという印象は拭えない。ちなみに伊地知貞馨は二十年四月に、藤野正啓は二十一年二月に夫々没している。

文科大学に史学科が開設されたのは明治十九年のこと
で、外国人教師ルードウィッヒ・リース Ludwig Riess
が招聘され来日した。このリースによって初めて我国に本格的な西洋史学が紹介されたのである。リースが当時の我史学界に要望して、(一)上古以来徳川幕府に至るまでの記録の書目を調査すべき事、(二)此方法を公文書等に及ぼすべき事、(三)是等の材料の學術的研究を試むべき事(註一)を強調した。つまるところ、リースの要望はこれまで重野等の考証史学派が専心して来たことと軌を一にするところがあつた。明治二十二年に史学会が創立され、機関雑誌「史学会雑誌」(後の「史学雑誌」)を發行、会長に重野が推されたが、これもリースの慫慂に依るといふ。

六

条約改正は明治政府最大の難件であつて、外務卿井上馨が改正実現の方便として欧化主義を唱導したことは、世にいわゆる鹿鳴館時代を現出して有名である。

明治二十年、井上案が世論の前におしつゞざれると、欧化主義はその反動が来た。井上案反対の前面に立ったのは国家主義者であり、国家主義の勢焰は一時に力を得て、外

に對しては國權回復、内に對しては固有の精神、信仰、道徳、習慣等の尊重が叫ばれ、勢い歴史趣味、回顧趣味が誘發されて、その種の団体、雜誌、刊行物等が續出した(註二)。

この時期は又國家意識が昂揚する条件も揃い、それを助長された。即ち、明治二十二年二月に帝國憲法發布があり、翌二十三年十月の教育勅語の渙發、そして十一月に第一帝國議會が開かれる。

このような情勢下で考証史学派の歴史批判が素直に迎えられるよう筈がない。むしろ激しい抵抗と摩擦を生じたのは当然のなりゆきであつた。

国学派はそれまで傍觀を事としていたわけではなく、その派が史学協會を興したのは史学会より早く明治十六年であり、會長に副島種臣、副會長に谷干城、そして会取締に丸山作樂を挙げた。丸山は創會席上、史学協會創立の主旨を述べて、本邦の歴史は醇雅なる國語あるにかかわらず歴朝漢文を以て編成されて来た。このような他國語を以て写す不体裁を止め、自國語を以て体裁ある史典を編纂すべきであり、史学協會を興す所以とした。しかし、機関雜誌「史学協會雜誌」は明治十九年に廃刊している。欧化主義が華やかな時期と重なり、時を得なかつたこともある。明治二十年になると情勢が一変したことは先に触れた通りである。

重野の史学会第一回講演「史学に従事する者は其心至公至平ならざるべからず」に對して「利國新誌」という雜誌に草莽生なる者が投書して「日本人は其國家を目的として國史を書くべきである。もし自國を偏愛せず、自己を偏愛せず、至公至平の心を以て國史を編纂すべし」というならば、これ世界史の如く、國家思想を度外視するものであつて、むしろ外人に編纂させるに如くはない云々」と反駁した。

これに重野は答えて、「自國を愛し、自己を愛するは性情の常であつて、これに反するは不公不平であり、豈に顛倒錯謬此くの如きの甚しきに至らんや、論者は誠に愛國者である。我國家目前の形勢の危急なるを憂慮して、大声疾呼して國家的思想を唱えて余輩を警醒しようとしたのであるから、自分は深く論者の國家に忠愛にして、併せて其忠愛を自分等に及ぼし、史学会を完全堅固にせんとの意思深厚なるを感謝する」との回答を史学会雜誌(註一三)に掲載した。一匿名子の凡そ言葉尻をとらえた幼稚の投書に對して、史学界の大家が丁寧義を尽して釈明これ努めたところに當時の時代背景を見ることが出来る。

七

當時の全國に漲る保守的時代風潮に一石を投じたのが久米邦武の「神道は祭天の古俗」論である。それが史学会雜

誌に連載されたのは明治二十四年のことであつた。神道はただ天を祭り、攘災招福の祓をなすまでのもので、朝廷の大典たる新嘗祭、神嘗祭、大嘗会は皆祭天の古典であつて、伊勢神宮、賢所も亦祭天の宮であり、三種の神器といへどももと祭天の神座を飾りたるもの、といった論旨で、これまで流伝に加えた考証的解釈を古来の神道に試みようとしたものであつた。

この論文が史学会雑誌に登載された当初は余り注目を引かなかつたらしい。ところが論旨に大いに共鳴した田口卯吉が、その主宰する雑誌「史海」(八号)明治二十五年一月二十五日発行)に転載し、神道家には挑発ととれる紹介記事を書き添えた。

専門の學術雑誌掲載の一論文が社会問題に発展し、未曾有の波瀾を惹き起すこととなつて、神道家を初め国家主義者は、新聞、雑誌に論難の筆を揃え、直接の行動に出る者すら生じた。

二月二十八日に道生館(渡辺重石丸塾)の倉持治休、本郷貞雄、藤野達二、羽生田守雄の四名は久米の自宅に押し掛け論難五時間に及んだ。その問答が「大八洲雜誌」巻六十九(明治二十五年三月十日発行)に掲載されている。論難者は「かりに学者の一家言であるにせよ、皇室に対し不敬、我國体を毀損し、國民の歴史を侮蔑するものである以上黙殺することが出来ない」と難じたに對して、久米は決

してそうではなく、「むしろ皇室の尊嚴を發揮する意圖を有するもので、その理由は賢所を外国使臣にも參拜させようと思ふに、我國の神道は多神教に類し、多神教は歐人を尊敬せしめることが出来ない。ところが賢所は天津神即ち造物主を奉祀する所であるから一神教の真旨に叶ひ、自分の説が行われたら外国使臣の參拜も実現しよう」と応じている。

このような付会した説明で神道家連を納得せしめ得る筈がなく、論難者は、この上は世論に訴えて是非の決着をつけようといひ放ち、久米は学者の説を世論に問うとは迷惑千万と切り返しているが、世論喚起は初めから意圖されたところだろう。世論囂々に久米はついに「神道祭天古俗論」の撤回を新聞紙上に広告せざるを得ない破目に追い込まれる。

論難者の久米追及は論文撤回にとどまらなかつた。白川資長、金鑽宮守は宮内省に、先の藤野、羽生田、臼井益二の三名は内務省に、倉持、本郷の二名は文部省に、夫々、久米のごとき不敬思想の持主が大学の教職にあることの不當を抗議して廻つた。この処分要求には早速発布されて間がない教育勅語が持ち出されたようである。

右のように非難攻撃が久米に集中したに對して、火付役になつた田口は自分の雑誌に久米擁護の論陣を張ると共に、「神道者諸氏に告ぐ」の一文を三月十二日の都下新聞

に寄稿した。

久米邦武氏が「神道は祭天の古俗」と題してものせられたる一文は実に古人未発の意見にして余の最も敬服せし所なりき。是を以て之を我史海に掲載し、世人をして一読せしめんことを欲し、特に神道者諸氏をして熟読の上其意見を表白せしめんことを望めり。然る所以のものは何ぞ、余は我邦神代の諸事は尚十分に研究の余地を存するありと認めればなり。神代の諸事を最も綿密に研究せるは神道者に多しと推定したればなり。神道者は喜びて久米氏を迎え、共に真正の事実を世に顕わすことを勉むるなるべしと信じたればなり。……

然るに、神道者諸氏は、皇室に対し不敬の文字を陳列するものとするが、古代史の研究に新説を出せば何故に皇室に不敬なりや。皇室を敬し国家を愛するとは、彼の本居、平田等の如く古事記の語義のみを攻究することにのみあるのではなく、広く人種、風俗、言語、器物等について研究する間に發揮さるべきもので、又、旧説の外に新説を發表するは国体紊乱なりとせば、有識の人物、古史を繙くことなきに至らん云々、と久米排撃運動を難じた。

孤軍奮闘の田口一人を以て沸騰する世論を鎮め得るところではなく、神道家、国家主義者の鋒先は、重野、星野も免れることは出来なかつた。この当時の国家主義雑誌「随在天神」(かむながら 惟神学会発行)には久米論文排撃

運動が巨細に報ぜられているが、重野は「国史眼」(注一四)について執拗に食い下がられ、星野の同じく史学会雑誌掲載論文「本邦ノ人種言語ニ付鄙考ヲ述テ世ノ真心愛国者ニ質ス」を邪説と決めつける長大の反論が見られる。

「神道祭天古俗論」の起した波紋は、雑誌「史学会雑誌」二十三、二十四、二十五号及び「史海」八号がいずれも三月四日に発売禁止の処分を受け、その翌五日に、文科大学教授久米邦武が非職となつたが、それだけに止まらなかつた。

八

明治十八年七月、重野は掌記三名を帯同、関東六県に史料探訪の行脚八十一日間を費やし、その間得るところの史料、文書八〇八九通、書籍七六七部一五七七冊、系図五八種六二巻を得た。翌十九年八月から十二月にかけて星野は掌記一名と共に京畿地方の史料を採訪し、文書一八三八五通、旧記三七三卷一一四〇冊を得ている。久米もこの時期九州地方に史料採訪に出掛けている(注二五)。いずれも既往の史書が誤謬の少からぬことに照らして、新たな史料の発掘調査の必要を痛感した重野等の編年史撰修に対する意気込みを示すものであり、得るところの史料、文書が六六六二六通、書籍が七八六三冊に及んだ。そしてこれ等新収史料を材料に編修作業を重ねて得た編年史料が四千六百余

冊、編年史稿が百余冊に達した。

明治二十四年四月、いよいよ編年史を刊行しようとした際の史料と史稿、明治十五年に編修を開始し、十年の歳月を閲して蓄積された編年史編修の業績は右の通りであったようである。

反感と非難の四面楚歌中であつて、敢然として刊行に踏み切ろうとしたことは、既に完成予定を二年超過したこともさることながら、これまで修史事業に対して絶えず放たれて来た業績がならずの非難に、敢えて応えようとしたのであろうし、また重野の自信の然らしめるところでもあつたであらう。

しかし、条件が余りにも悪過ぎたといわなければなるまい。「神道祭天古俗論」の渦中に久米は非職となり、宿願の編年史刊行はついに画餅に帰してしまつた。この結果は当時の情勢を以てすれば、むしろ当然かもしれないが、編年史刊行が画餅に終つたばかりでなかつた。明治二十六年四月十日、史誌編纂事業停止の命があり、同時に帝国大学所屬史誌編纂掛（明治二十四年三月臨時編年史編纂掛は史誌編纂掛と改称）は廃止され、重野、星野の二編修官免官となつた。先に久米が追放され、ここに至つて旧修史館の修史事業は終止符を打たれたわけである。

この修史事業に最後の断を下したのは時の文部大臣井上毅である。井上は文相就任直後の三月二十九日次の請議を

している。

帝国大学ニ属セル修史事業ヲ改革セントスルニ付左ニ理由ヲ陳ヘ閣議ヲ請フ

大日本史ハ筆ヲ南北朝ニ閣クヲ以テ未タ国史ノ定篇トナスニ足ラス故ニ統大日本史ヲ撰シ足利氏以下ノ事蹟ヲ補ヒ国史ヲ完備スルノ目的ヲ以テ明治二年修史総裁ヲ置キ同八年修史局職制ヲ定メ十年改メテ修史館ヲ置キ十八年十二月更ニ内閣ニ臨時修史局ヲ置カル而シテ二十一年十月ニ至テ臨時修史局ノ事業ハ挙テ帝国大学ニ属セラレタリ

然ルニ編纂着手以來ノ実蹟ヲ見ルニ当初ノ目的ト相反シ古文書ヲ検探シテ事蹟ノ考証ヲ専ラニスト雖今ニ至テ二十年間尙其成績ノ觀ルヘキモノナシ是レ其改革スヘキ理由ノ一ナリ

編纂ノ文体ハ漢文ヲ以テス然ルニ漢文ハ今日已ニ官用ノ文ニ非ス又教育ノ用キル所ニ非ス故ニ一家ノ著述トシテハ漢文モ亦可ナリ政府ノ編修トシテハ漢文ヲ用キルハ奇僻ノ嫌アリテ實用ノ道ニ非ス此レ其改革スヘキ理由ノ二ナリ

故ニ帝国大学ニ属スル修史ノ事業ハ一旦之ヲ廃止スルヲ可トス

但国史ヲ完備スルノ挙ハ仍必要ニ係ルヲ以テ更ニ他ノ方法ヲ按シ編修其人ヲ得テ前日ノ方針ヲ變更シ織田豊臣

以来維新以後ノ編纂ヲ目的トシ国文ヲ以テ史体トスヘシ
從來蒐集シタル史料ハ更ニ撰択類編シテ世ニ公ニシ其ノ
異聞ニ渉ルモノハ録シテ国史考異トスヘキナリ其ノ詳節
ハ仍再タヒ考案スル所アラントス

明治二十六年三月二十九日

文部大臣 井上 毅

内閣総理大臣伯爵 伊藤博文殿

修史事業廃止の理由として、その一は古文書の検探を事
として事績の考証のみに日を送り、未だ見るべき成績がな
い。その二は文体を漢文に採るは今日実用に非ず。以上の
二点に要約されている。

しかし、挙げられた理由は修史事業廃止の理由としては
薄弱であろう。現に重野は編年史の刊行を實行しようとし
て、それが容れられていない。文体にしても事業廃止の理
由になるとはうべない難い。むしろ、それは名目的なもの
であつて、眞の理由は他にあらう。

請議は但し書において、「国史ヲ完備スルノ挙ハ仍必要
ニ係ルヲ以テ更ニ他ノ方法ヲ按シ編修其人ヲ得テ」といつ
ている。明らかにそれは修史館史学、即ち重野考証史学の
排除に外ならなかつたことを直喩したに等しいであらう。

「大日本編年史」はついに日の目を見ることはなかつ
た。それは現在七十冊(注二)本の写本が東京大学史料編纂
所に所蔵されている。

「神道祭天古俗論」を引金とした編年史編修事業の中止
は重野史学の挫折と解するだけでは済むまい。それは、そ
れから長く続く言論の冬の時代を予告するものであつたら
う。
(七九・二二八)

注一、薩摩藩学造士館の儒員の階級は、教授、助教、訓導師、
都講、句読師頭取、句読師、句読師助、句読師助寄の順であつ
た。

注二、阮元 清の乾隆—道光年間、進士より累官して督学、巡撫
を経て、兩湖、兩広、雲貴の総督たり、兩広総督の時、門人に
命じて經学研究書を収めた叢書「皇清經解」を編集した。

注三、「成斎先生行状資料」西村時彦編

注四、「通俗国史」島津久光編 岩崎宰刊 明治四五年三月 和
二三冊

注五、『日本史の研究 第二輯』三浦周行著所収「日本史学史概
説」参照

注六、『漢学者伝記集成』竹林貫一編

注七、「余が見たる重野博士」久米邦武 「歴史地理」十七卷三号
所収

注八、『大久保利通文書 第九』所収 一六二— 重野安禪への
書簡 明治十一年一月六日

注九、重野の西洋史学への開眼は「国史編纂の方法を論ず」(明
治十二年)の講演の中で、自ら挙げて(1)英人モンセイの薩摩叛
乱記(2)仏人クラセイの日本西教史(3)英人某の皇国史(4)中近世変

乱記事(5)漢訳の普法戦紀等としている。因に(1)は Mounsey, A. H. Satsuma rebellion: an episode of modern Japanese history. 1829. (2)は J. Crasset Histoire de l'église du Japon 1689 である。

注一〇、当館所蔵岩倉具視文書中に中村正直「史学一」がある。ゼルフィ史書翻訳原稿の一部、他の訳稿の所在不明

注一一、「史学会雑誌編纂ニ付テ意見」ドクトル ルドウキヒ・リース「史学会雑誌」第五号所収

注一二、この時期に発刊を見た雑誌に「江戸会誌」「風俗画報」「史海」「史談」「史論」「国学院雑誌」等があり、また団体中には島津家始六家編輯員会合して興された「史談会」がある。

注一三、「史学ニ従事スル者ハ其心至公至平ナラザルベカラズ」重野安禪「利国新誌ニ載スル草莽生ノ説ニ答フ」重野安禪 共に「史学会雑誌」第一号所収

注一四、稿本『国史眼』七冊 明治二十三年刊 明治十年修史館がパリ万国博覧会事務局の依頼により編纂した「日本史略」四冊を明治十八年内閣修史局が補修し、更に明治二十一年編年史編纂掛が追補刊行したもので、国史科新設にともない参考書として出版された。

注一五、『関東六県古文書探訪日記』二冊 『関東六県探訪文書目録一―五』五冊 『京都・大阪・滋賀文書探訪日記』一冊 が国立公文書館に所蔵される。久米の史料探訪については、自らの回想に触れるところであるが、その報告は公文書館に残されていない。

注一六、『史料編纂所図書目録 写本九』中に

大日本編年史 久米邦武編重野安禪校訂 第一卷 第七〇卷 七十冊
大日本編年史 久米邦武・伊地知貞馨・星野恒等編 第一卷 第七〇卷 七十冊
大日本編年史 久米邦武編 第一卷―第二四卷 二千五百冊
大日本編年史 久米邦武・藤野正啓編 第一卷―第五卷 五冊
右のように記録されている。

(くわばら・のぶすけ 主任司書)